

滋賀県水位低下連絡調整会議を廃止します

概要

琵琶湖の水位は昨年9月以降少雨により低下し、昨年11月28日にはB.S.L. -63cmと大幅に水位が低下したことから、滋賀県水位低下連絡調整会議を設置し、総合的かつ一元的に連絡および調整を図り対応に当たってきましたが、その後の降雨などにより本日までに大きく回復したことから、水位低下連絡調整会議 設置要綱第2条2に基づき、本会議を本日(5月1日)廃止しましたのでお知らせします。

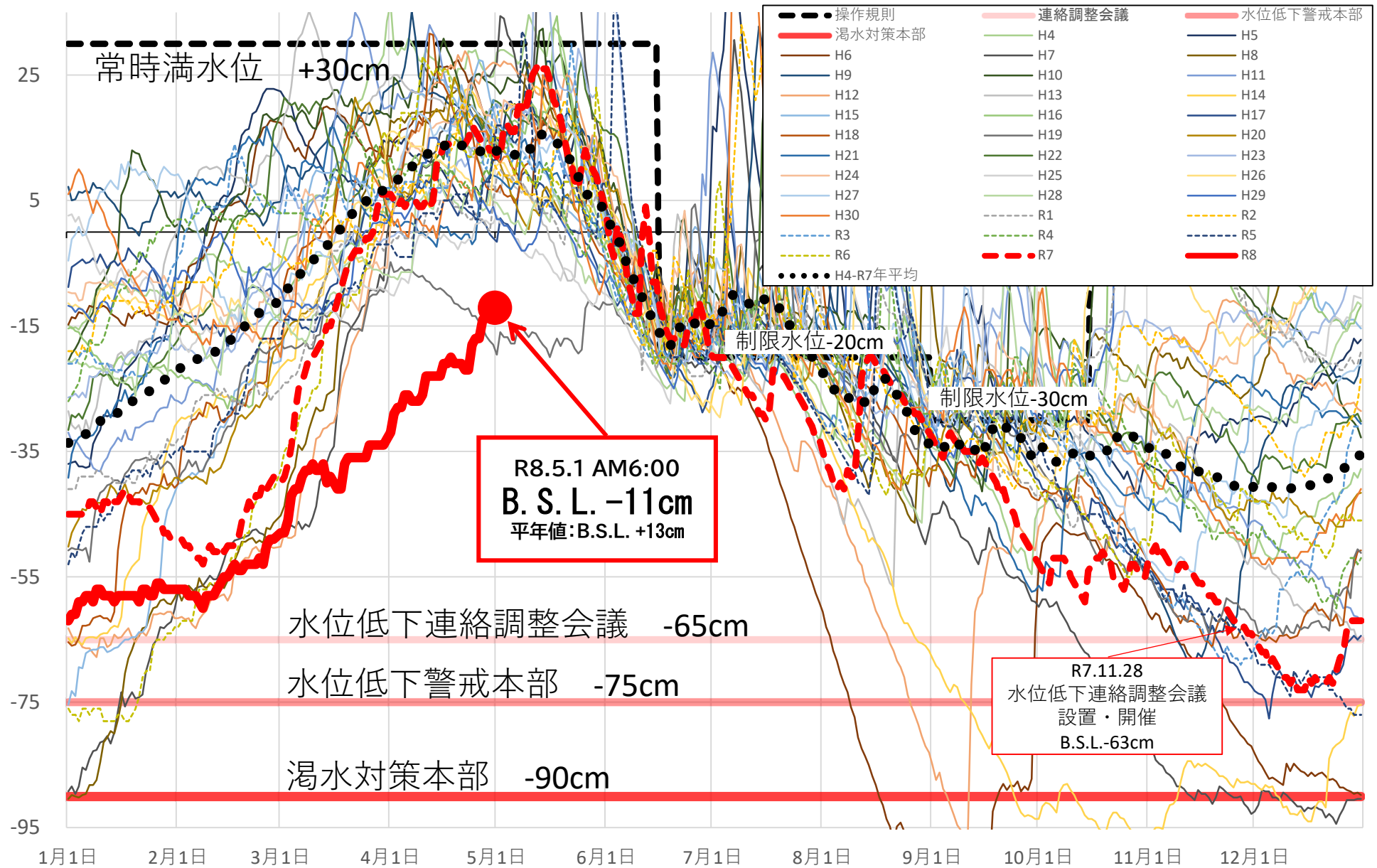
琵琶湖水位の状況

	現在の水位 (R8.5.1朝6時)	平年値 (H4~R7平均)	今回水位低下の最低水位 (R7.12.13~15に記録)
琵琶湖水位(B.S.L.)	-11cm	+13m	-73cm

参考

- 琵琶湖水位の状況
- 滋賀県水位低下連絡調整会議設置要綱
- 滋賀県渇水対応タイムライン(令和6年7月版)

琵琶湖水位の状況【洗堰操作規則制定以降】



滋賀県水位低下連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 琵琶湖水位の低下について、総合的かつ一元的に連絡および調整を図るため、滋賀県水位低下連絡調整会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の設置および廃止)

第2条 会議は次の場合に設置する。

- (1) 琵琶湖水位が B.S.L. - 65cm に達し、なお水位が低下するおそれがあり、議長が必要と認めたとき
- (2) その他議長が必要と認めたとき

2 会議は、水位低下による被害が発生するおそれがおおむね解消したと議長が認めたとき、または、滋賀県水位低下警戒本部が設置されたときに廃止する。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水位低下に係る関係機関との連絡調整
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長
- (2) 委員

2 議長は、県土整備部長の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故あるときは、県土整備部次長の職にある者がその職務を代行する。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(構成員の職務)

第5条 議長は、会議の事務を統括する。

2 委員は、会議の事務の遂行に参画する。

(事務局)

第6条 第3条に規定する事務を遂行するため、県土整備部流域政策局河港事業室内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所属	委員
知事公室	秘書課長 広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 市町振興課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 上下水道課長 森林政策課長 生物多様性保全課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長 産業立地課長
農政水産部	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
県土整備部	監理課長 道路保全課長 流域政策局長 河港管理室長 河港事業室長 水源地域対策室長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長 THE シガパーク推進課長
企業庁	経営課長
びわこボートレース事業庁	参事
教育委員会	教育総務課長 幼小中教育課長

滋賀県渇水対応タイムライン(令和6年7月版)

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	滋賀県の渇水時の体制とその対応	淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)			
			河川管理者 (国・府・県等)	自治体 (府・県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等
▽-60cm程度 ↓ 渇水発生前 ↓ 自主節水期	制限と目安日数	◆-50cm ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)	◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り	◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) ・(大)小トイレの使い分け
		◆-55cm ・担当者による情報共有開始	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	◆節水コマの活用等
▽-90cm程度 ↓ 自主節水期 ↓ 自主的な制限(15日程度)	制限と目安日数	◆-60cm ・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水位低下連絡調整会議の開催 ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
		◆-65cm ・水位低下連絡調整会議の設置(議長:土木交通部長) ・水位低下に関する庁内の連絡調整 ・「水を大切に」呼びかけ ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)	◆-75cm ・水位低下警戒本部の設置(本部長:副知事) ・水位低下による影響調査(庁内一斉) ・県庁舎等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ(琵琶湖・淀川水系で同時) ・節水キャンペーン(琵琶湖・淀川水系で同時) ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水資源機構への要望(航路確保、内湖水位保持)	◆琵琶湖・ダムの水源地情報の発信 ◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給)	◆節水要請等の検討
▽-110cm程度 ↓ 渇水調整期 ↓ 取水制限(20日程度)	制限と目安日数	◆-90cm程度(取水制限開始) ・渇水対策本部の設置...琵琶湖・淀川渇水対策会議における取水制限の取組に合わせて設置(本部長:知事) ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査(庁内一斉) ・県庁舎等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 ※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に部会を設置	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業排水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水減等の活用 ◆減圧給水・計断水等の検討	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
		◆-95cm程度(取水制限開始)	◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆節水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水・畜水実施 ◆計断水見込みの通知 ◆応急給水の実施
▽-130cm程度 ↓ 異常渇水期 ↓ 40日取水制限(強硬)	制限と目安日数	◆-100cm程度(取水制限開始) ・渇水対策本部の設置...琵琶湖・淀川渇水対策会議における取水制限の取組に合わせて設置(本部長:知事) ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査(庁内一斉) ・県庁舎等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 ※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に部会を設置	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水・再生水の緊急利用	◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮
		◆-105cm程度(取水制限開始)	◆琵琶湖・ダムの水源地情報の発信	◆計断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化

※滋賀県渇水対応タイムラインは国土交通省の「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」に滋賀県の渇水時の体制とその対応を加筆したものであり、淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムラインの注釈は以下の通りです。

「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」注釈
 ※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。
 ※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。
 ※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。